資料3

第２回
いわき都市圏総合都市交通推進協議会

［ア　計画の策定について］
1．これまでの経緯について
2．いわき都市圏の現状・特性と課題について
3．都市交通の目標（案）について
4．道路整備の視点（案）について
5．公共交通ネットワーク方針（案）について
6．今後の検討事項について

［イ　協議会を主体とした事業実施に伴う運営要領の制定について］
1．運営要領の制定について
2．事業計画書（案）について
3．令和３年度予算（案）について

令和３年３月17日（水）
いわき市文化センター　３階　大会議室

［ア　計画の策定について ］

１．これまでの経緯について　・・・・・・・・・・・・P２

２．いわき都市圏の現状・特性と課題について・・・P８

３．都市交通の目標（案）について　・・・・・・・・P９

４．道路整備の視点（案）について　・・・・・・・・P10

５．公共交通ネットワーク方針（案）について　・・P11

６．今後の検討事項について　・・・・・・・・・・・P13

参考）市民アンケートについて　・・・・・・・・・・P18

1．これまでの経緯について

①　都市交通施策のこれまでの経緯

- 本市では、H1dのPT調査やH14～15dの総合都市交通体系調査に基づき、H15dに**「いわき都市圏のあすの都市交通（現行都市交通マスタープラン）」を策定**
  ➡各種基盤整備を進めるとともに、時差出勤等のTDM施策や各地区公共交通施策に関する社会実験を実施
- H20dには**「都市計画道路網再編計画」**、H24dには**「生活交通ビジョン」**を策定
  ➡長期未着手の都市計画道路の見直しや公共交通ネットワークを確保するための基本的施策を設定

（なかなか進まない都市交通施策）

- 事業の進捗や見直し、急速な人口減少や超高齢社会の到来、厳しい財政状況、環境問題への対応、災害時への備えなど、本市を取り巻く環境は大きく変化
- このような背景を捉え、R1dには**「第二次都市計画マスタープラン」**と**「立地適正化計画」**を策定し、**持続可能な都市づくりを図るネットワーク型コンパクトシティの形成を推進**

（都市交通施策）

市民生活や産業・経済活動などの都市活動に大きな影響を与えるとともに、都市の発展の根幹をなす重要な施策の一つ

○目指すべき将来の都市交通の姿を新たに描き、効率的・重点的で実効性のある計画を策定
○計画（施策）を着実に推進する体制を確立

1．これまでの経緯について

② 策定する各計画の概要

● 道路、公共交通等の**交通施策に関する計画を一体的に策定**

（国の動向）

インフラ長寿命化基本計画［H25．11］※日本再興戦略に基づく
交通政策基本計画［H27．2］※交通政策基本法に基づく
地域公共交通活性化再生法の改正［R2．6］※地域公共交通計画根拠法
都市再生特別措置法の改正［H26．8］※立地適正化計画根拠法

コンパクトなまちづくりと交通ネットワークの形成の具体的な取組み　※各計画間で整合及び連携

計画期間：2020d～概ね20年　R1.10策定
第二次いわき市都市計画マスタープラン
〔都市計画の基本的な方針〕

長期的な視点に立った都市づくりの目標や市街地像、その実現に向けた施策の方向性を示す。

整合

計画期間：2020d～概ね20年先　R1.10策定
いわき市立地適正化計画
〔居住や都市機能の配置の適正化計画〕

ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する区域や誘導施策を定める。

令和2~3年度で策定する
交通施策に関する３つの計画

整合

計画期間：2021d～概ね5年（中長期的視点をもって）
地域公共交通計画
〔地域交通のデザイン〕　歩 公 シ

持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的に、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし、目標を掲げて、必要となる施策とスケジュール、事業主体等を定める。

計画期間：2021d～概ね20年（目標年次は中期10年）
都市交通マスタープラン　自 転 シ 歩 公
〔交通施策の基本的な方針〕

交通実態の分析や将来交通量予測を行い、長期的な視点から都市圏全体（本市は市域全域）の道路や公共交通などの都市交通部門における施策の方向性を示す。

整合

計画期間：2021d～概ね5-10年（長期的視点をもって）
都市・地域総合交通戦略　自 転 シ 歩 公
〔都市交通MPのアクションプラン〕

概ね5～10年の短期・中期を期間に、都市交通マスタープランの実現のための戦略目標を掲げ、必要となる施策パッケージと、個別施策事業のほか、スケジュール、事業主体等を定める。

＜対象の交通モード＞
自 自動車　公 公共交通
転 自転車　シ カーシェア,シェアサイクル
歩 徒歩

1．これまでの経緯について

③　計画（施策）を着実に推進する体制の確立

- 各会議体を一本化し、交通施策に関する**計画の策定**及び**施策の実施**並びに**進行管理**を一体的に行う**「いわき都市圏総合都市交通推進協議会」を設置**　※計画策定後においても毎年開催

- 計画策定にあたっては、詳細な調査・検討が必要となるため、協議会の下に**「道路交通検討幹事会」「公共交通検討幹事会」を設置**　※その他必要に応じて設置を検討

いわき都市圏総合都市交通推進協議会（R2～）
設置法：地域公共交通活性化再生法第６条第１項（法定協議会）
道路運送法施行規則第９条の２（地域公共交通会議）

令和元年10月に策定した「第二次いわき市都市計画マスタープラン」及びいわき市立地適正化計画に示す将来目指すべき都市構造の実現に向けた総合的な交通施策を推進するため、「都市交通マスタープラン」「都市・地域総合交通戦略」「地域公共交通計画」の策定及び交通施策の実施に関する協議・調整を行う。

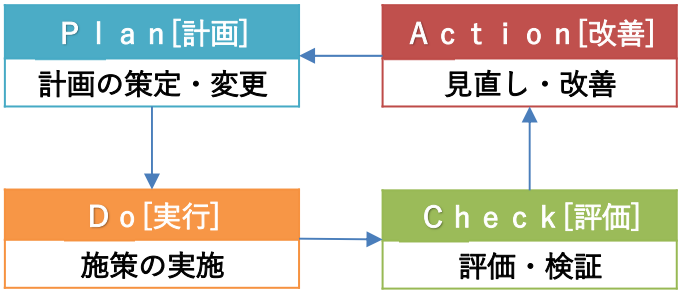

具体的な調査・検討・実施

道路交通検討幹事会（R2～計画策定）

＜協議事項＞主に都市交通マスタープラン、都市・地域総合交通戦略を担当
(1) 道路交通の課題について
(2) 将来道路網ネットワークについて
(3) 各種道路交通施策の方向性について
(4) 目標の設定について
(5) 各種道路交通施策について
(6) その他上記に関連する事項について

公共交通検討幹事会（R2～計画策定）

＜協議事項＞主に地域公共交通計画を担当 ※他計画についても公共交通部門を担当
(1) 地域公共交通の課題について
(2) 地域公共交通施策の方向性について
(3) 将来公共交通ネットワークについて
(4) 目標の設定について
(5) 実施施策について
(6) その他上記に関連する事項について

○○○○○○幹事会

1．これまでの経緯について

④　第１回協議会開催後のこれまでの取り組み（1／2）

9／29

第１回いわき都市圏総合都市交通推進協議会

○協議会の役割等の確認
○社会情勢の変化等の確認
○新たな都市交通体系の検討
○「アクアマリンパーク号」の運行形態の変更に係る協議

■第1回協議会

11月中旬
～12月中旬

交通実態調査の実施　※詳細は第１回道路・公共交通検討幹事会「資料１」「資料２」を参照

○パーソントリップ型調査（市内5,000世帯へ郵送→約1,000世帯、1,500名の回答）
○路線バス乗込調査（市内路線バス*23系統）
○その他輸送資源調査（大規模小売店、医療機関、旅客運送事業者等（計179施設））
○AIカメラによる断面交通量調査（市内7箇所上下方向（計14断面））
○トラフィックカウンターによる交通量調査（ 市内78断面、2020年11月のデータ）
○ETC2.0プローブデータ分析（2018・2020年11月のデータ）
○携帯GPSデータ分析（2018・2020年11月のデータ）

■路線バス乗込調査実施状況

12／22

都市計画審議会への報告（第１回協議会の検討事項）

■AIカメラ設置状況

12月下旬
～２月上旬

幹事会開催に向けた道路管理者※1や交通事業者※2との協議

※１　渋滞・事故箇所や、道路整備の課題・必要な視点について、アンケートを実施
※２　バス（1／29、2／8）・タクシー（1／26）・鉄道事業者（2／5）と公共交通ネットワーク構築に係る課題や市内各地における将来の方向性、今後の施策の可能性について個別協議

＊路線バスは、高速バスを除く一般路線バスを指します。

1．これまでの経緯について

④　第１回協議会開催後のこれまでの取り組み（2／2）

2／9

第１回道路交通検討幹事会

○検討体制、計画の概要、関連計画の概要の確認
○現状・特性と課題の共有
○現況自動車交通量、公共交通ネットワーク方針（案）、
　道路整備の視点（案）、都市交通の目標（案）の検討

■第1回道路交通検討幹事会

2／12

第１回公共交通検討幹事会

○検討体制、計画の概要、関連計画の概要の確認
○現状、特性と課題の共有
○公共交通ネットワーク方針（案）、都市交通の目標（案）の検討

■第1回公共交通検討幹事会

2／19～3／5

交通まちづくりに関する市民アンケート　※本資料P18～20参照

○市内各支所等（計15箇所）で実施
○交通手段の利用状況や、今後の公共交通・道路交通に関する取り組みの重要性を調査
　➡56名の回答

■アンケート実施状況

3／3、3／8

アドバイザー協議（吉田准教授、芥川教授）

○実態調査から見る課題解決へのアドバイス
○R3dのスケジュールの確認

3／17

第２回いわき都市圏総合都市交通推進協議会

1．これまでの経緯について

アドバイザー協議

■吉田准教授（3／3協議）

○ 都市交通の基本方針において、**「楽しい」という視点は、賑わいの創出と滞留効果の促進に重要なもの**と考えられます。

○ いわき市の**路線バスには、**もっともっと便利になって利用してもらえる**「売り」となる路線**があると思います。合理性を高める取り組みだけでなく、**その強みを伸ばし、市民に知って使ってもらう取り組みが第一に重要**となるのではないでしょうか。

○ 新しく交通システムを導入するには費用が高くなります。今後の行政コストのあり方の検討では、**将来を見据えて、全体のネットワーク維持・確保に必要となる一人当たりの行政コストを見ていくことが肝要**となるでしょう。

○ **自動運転などのICTの次世代技術を活用した公共交通の実装**には、事業として解決すべき課題はまだまだあります。いわき市は合併都市ならではの多様なまちが広がっています。**チャレンジフィールドとして魅力がある地域**と言えるでしょう。

■芥川教授（3／8協議）

○ いわき市の公共交通の実態として、**バスは学生、タクシーは高齢者が主な利用者**です。また、高校は、市内全域から通う学校と、立地する地区周辺の方が通う学校などの特徴を有しています。どの学校にどこから学生が通学してくるのかを見ることも必要でしょう。

○ 輸送量と費用の関係から、**バスは、ある程度利用者が見込まれる市街地部などの輸送をしっかり担うこと**、**その他の地区は生活圏をみながらタクシーを活用することも検討していくことが肝要**となるのではないでしょうか。

○ タクシーについては、**無理に「乗合い」としなくとも、地域の方々が一緒に乗車し上手く利用するという方法**もあります。

○ 今後の人口減少社会を見据えると、**「平－小名浜・泉－湯本－内郷」の環状線の利便性を向上させることが重要**だと考えられます。また、**道路の廃止など、適正なインフラとする取り組み**も求められてくるでしょう。

2．いわき都市圏の現状・特性と課題について

- 社会経済情勢の変化や交通実態調査結果などから課題を整理

※詳細は、第１回道路・公共交通検討幹事会「資料１」「資料２」を参照

（現状）

社会経済情勢の変化・交通実態調査

社会経済情勢等からみる課題

- 人口減少・少子高齢化への対応
- 広域交通へのアクセス性の強化
- 厳しい財政状況への対応
- 環境・エネルギーへの対応
- 頻発・激甚化する自然災害への対応
- 外国人等への対応
- ICT進展への対応

など

道路・公共交通環境等からみる課題

- 災害に強い道路整備・維持管理
- 慢性的な渋滞への対応
- 公共交通に対する意識の向上
- 持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 地域公共交通の充実
- 自転車利用環境の推進
- 外出したいと思えるまちづくりの推進

など

上位計画等

【目指すべき大きな方向性】

- **まちづくり**
  - ➢ ｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨの実現
- **道路交通**
  - ➢ ｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨ実現に向けた交通軸の形成
- **公共交通**
  - ➢ どこでも誰でも移動しやすく持続的な移動環境

都市交通の目標（案）の設定

3．都市交通の目標（案）について

● 上位・関連計画との整合性やいわき都市圏の現状・特性と課題を踏まえ、都市交通の基本目標・基本方針を設定

※ この基本目標（案）と基本方針（案）は都市交通マスタープランのもの
地域公共交通計画においては、より公共交通に特化した目標を今後検討

◆基本目標（案）

まちづくりと連携した交通体系の構築による
ネットワーク型コンパクトシティIwakiの実現

いわき市の多様な都市活動と交流を支え、住みやすさを支える安全・安心で持続可能な交通ネットワークの形成を目指します。

◆基本方針（案）

1 交流・活力・楽しい
人々が集い活動を育む交通体系の構築

(1) 主要拠点をつなぐ交通ネットワークの強化
(2) 主要拠点と地区拠点をつなぐ交通ネットワークの構築
(3) 市街地における賑わいと憩いを生む交通環境の整備

2 快適・便利
誰もが気軽に移動できる交通体系の構築

(1) 移動の円滑化に向けた道路環境の整備
(2) 選ばれる移動手段として公共交通の利便性の向上
(3) すべての人にやさしい交通環境の整備強化
(4) ICT等の先進技術を活用した交通システムの構築

3 安全・安心
市民の日常生活を支える交通体系の構築

(1) 安心して生活できる交通環境の整備
(2) 交通事故の減少につながる交通環境の整備
(3) 災害等の緊急時に対応した交通環境の確保

4 持続可能性
持続可能な交通体系の構築

(1) 環境負荷の低減に資する交通環境の構築
(2) 行政負担の適正化に資する交通網の構築
(3) 効果的・重点的な道路網の構築
(4) 市民・行政・交通事業者等の連携に向けた体制強化

4．道路整備の視点（案）について

■地域の活力向上へ向けた対応
- 小名浜港と常磐道を連携する道路や中通りを結ぶ東西連携軸、相双地域を結ぶ南北連携軸の機能強化
- 主要観光地へのアクセス道路や中山間地域を相互に結ぶ広域観光ルートの形成
- 拠点交通ターミナルへのアクセス道路整備による魅力ある生活圏の形成

■道路インフラの老朽化、維持管理費の増加に対する対応
- ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化
- 優先度の設定による効率的な道路の維持管理の実施
- 低炭素化に配慮した道路整備の推進による環境負荷の低減

■頻発・激甚化する自然災害への対応
- 緊急輸送道路、重要物流道路の確保、電線共同溝の整備等、国土強靭化の推進

■暮らしの安全・安心の確保、快適な道路空間の確保
- 高齢者事故や歩行者等の交通安全対策の推進
- 道路改良やTDM等のソフト施策の強化による渋滞緩和対策の推進
- まちづくりと連携した、環境にもやさしく歩きやすい道路空間の整備
- 自動運転等、ICTの次世代技術の進展に伴う新たな道路の役割への対応

■急速な人口減少・高齢化への対応
- 集約型の都市構造を接続する幹線道路網や都市計画道路の着実な整備

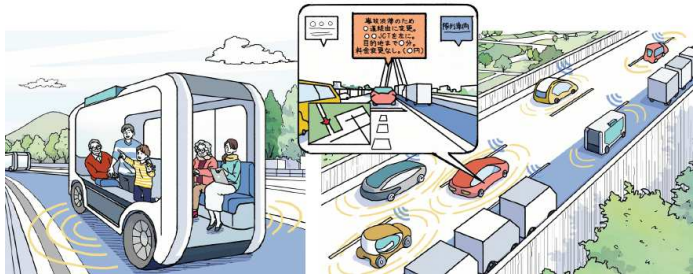

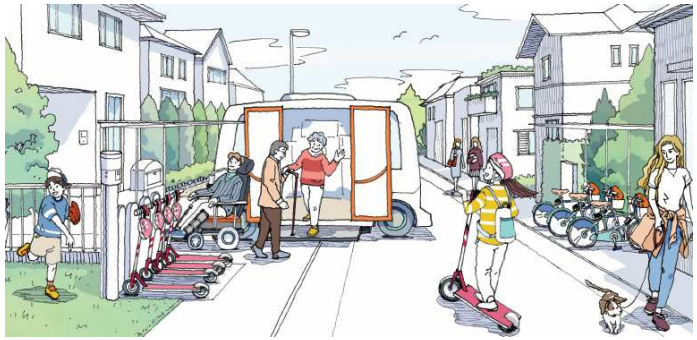

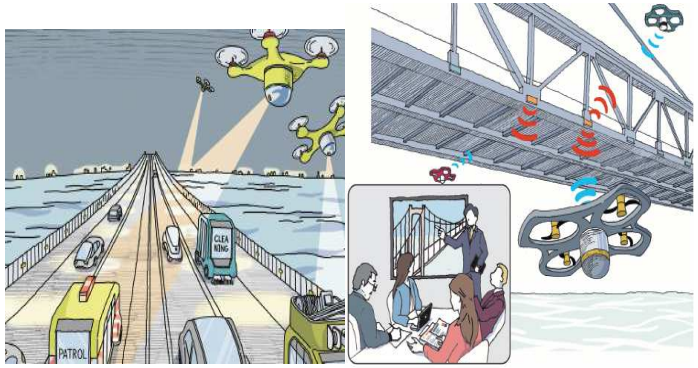

- 100年に一度のモビリティ革命と言われる時代にある。人・モノ・サービスの移動の効率性、安全性、環境性、快適性等を極限まで高めた道路に「進化」するチャンスを迎えているといえよう。
- 私たちの「幸せ」には、他者との「交流」が重要な意味を持つ。道路を人々が滞在し交流できる空間に「回帰」させることも求められているのではないか。

■参考
「2040年、道路の景色が変わる」（国土交通省資料）

5．公共交通ネットワーク方針（案）について

①　公共交通ネットワークの基本的な考え方（案）

- 都心拠点や広域拠点、地区拠点を中心とする市街地部と市外、これらの都市拠点とその他の地区拠点を結ぶ**鉄道及び基幹バスの利便性の向上と輸送量の確保により「骨格公共交通」を強化**し、都市機能や居住機能の集積とあわせてコンパクトシティを実現
- また、**基幹的公共交通の端点から地区拠点等へは支線バスを接続**させるとともに、中山間地域等では**地域生活拠点を中心としたデマンド型交通等の持続可能な地域内交通を提供することにより「地域公共交通」を確立**し、市内全体の公共交通ネットワークを形成

都市圏軸		種類	配置	役割・機能
骨格公共交通	広域交流軸	高速バス 鉄道 港（航路）	・高速道路（常磐自動車道、磐越自動車道） ・鉄道（JR常磐線、JR磐越東線） ・小名浜港	市外各方面との連携・交流により「まちのゾーン」に集積する都市機能を高める役割を担う。
骨格公共交通	市内基幹連携軸	鉄道	・鉄道（JR常磐線）	主要な拠点の相互間を結び、それぞれの持つ機能を相互補完するとともに、全体がひとつの都市として機能するための連携を担う。
骨格公共交通	市内基幹連携軸	基幹バス	・都心拠点と広域拠点等を連絡し、居住誘導を図る交通軸として基幹的なバス路線を配置	
地域公共交通	市内補助連携軸	支線バス	・市街地と基幹バスで結ばれない、郊外・中山間地域等を連絡するバス路線を配置 ・基幹バスでカバーされない市街地内のその他の移動を補完する支線的なバス路線を配置	主要な拠点と周辺の地域間の連絡により、機能補完、主要な拠点の都市機能サービスの波及を担う。
地域公共交通	地域内交通	その他路線バス 住民ボランティア輸送 デマンド型交通 タクシー 民間輸送資源	・基幹バスや支線バスでカバーされない市街地内の移動を補完する生活交通サービスを配置 ・自宅から地域交通結節点等を結ぶデマンド型交通等を配置	日常生活に必要なサービスレベルの確保、地域交通結節拠点までの移動サービスの提供を担う。
交通結節点		交通ターミナル	・主要鉄道駅 （いわき駅、内郷駅、湯本駅、泉駅）	公共交通相互、その他の交通手段の乗換・乗継の利便性確保及び、都市機能誘導と合わせた拠点形成を担う。
交通結節点		地域交通結節点	・その他の鉄道駅 ・各地区の地域拠点等に待合・乗換環境の整った乗継拠点配置	生活利便施設の立地や運行ダイヤとの連携・調整等による待合・乗継環境の快適性の確保を担う。

5．公共交通ネットワーク方針（案）について

②　公共交通ネットワーク方針（案）

《 公共交通ネットワークの基本的な考え方 》

■骨格公共交通の強化
・都心拠点などの主要な拠点間を結ぶ、基幹バス、鉄道により骨格公共交通網を形成
・利便性と輸送量の確保、多様なニーズに対応した移動手段を提供

■地域公共交通の確立
・主要な拠点と、主に地域生活拠点を結ぶ支線バスやタクシー、その他の生活交通サービスによる地域交通結節点までの交通網を形成

■交通結節点の明確化
・主要鉄道駅の交通ターミナルのほか、各地域に乗換環境のある交通結節点を配置

✤公共交通に対する行政コストのあり方や、どのような基準でサービスを設定するのかといった考え方を整理
✤課題解決を図る取組みを、交通事業者と共創のもと、具体的に検討・実施

地域にとって望ましい
地域旅客運送サービスの姿の実現

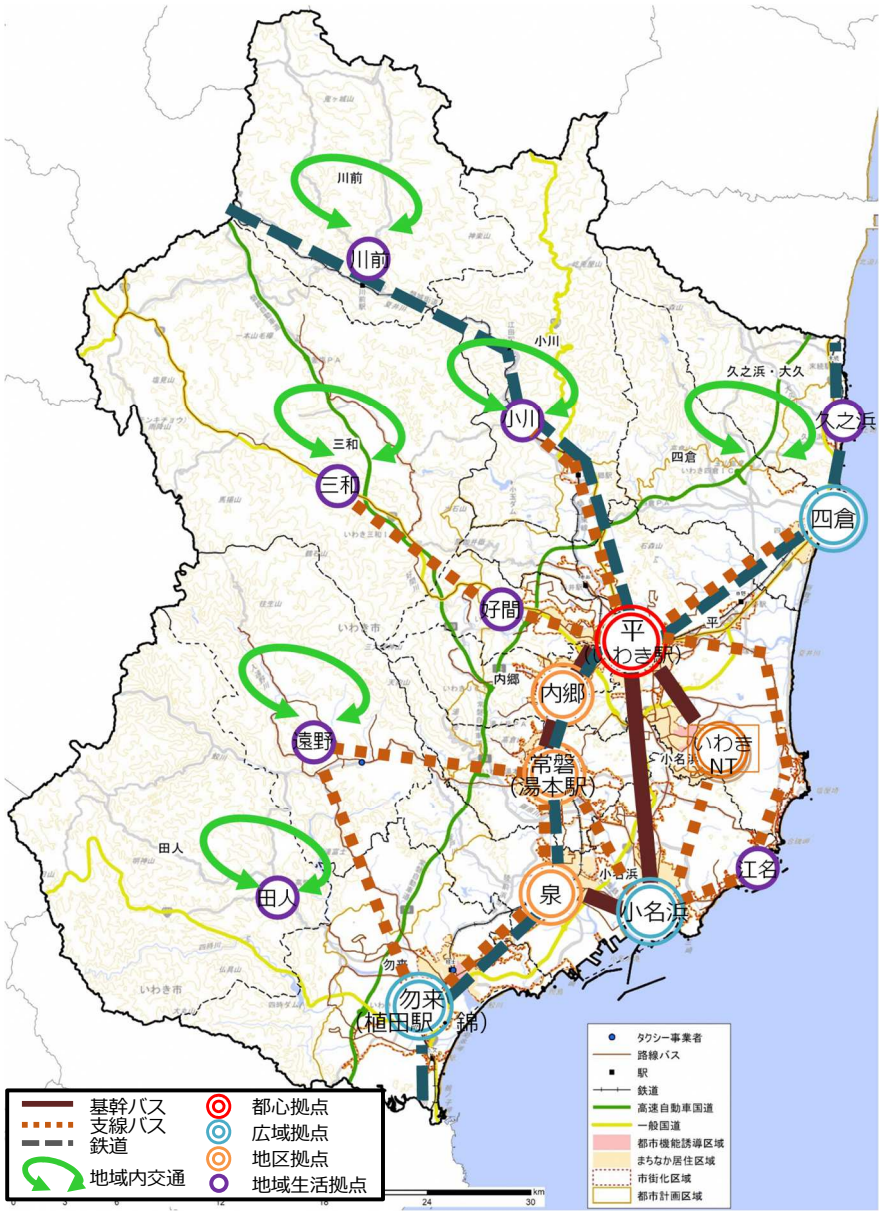

6．今後の検討事項について

①　計画策定までのスケジュール（案）

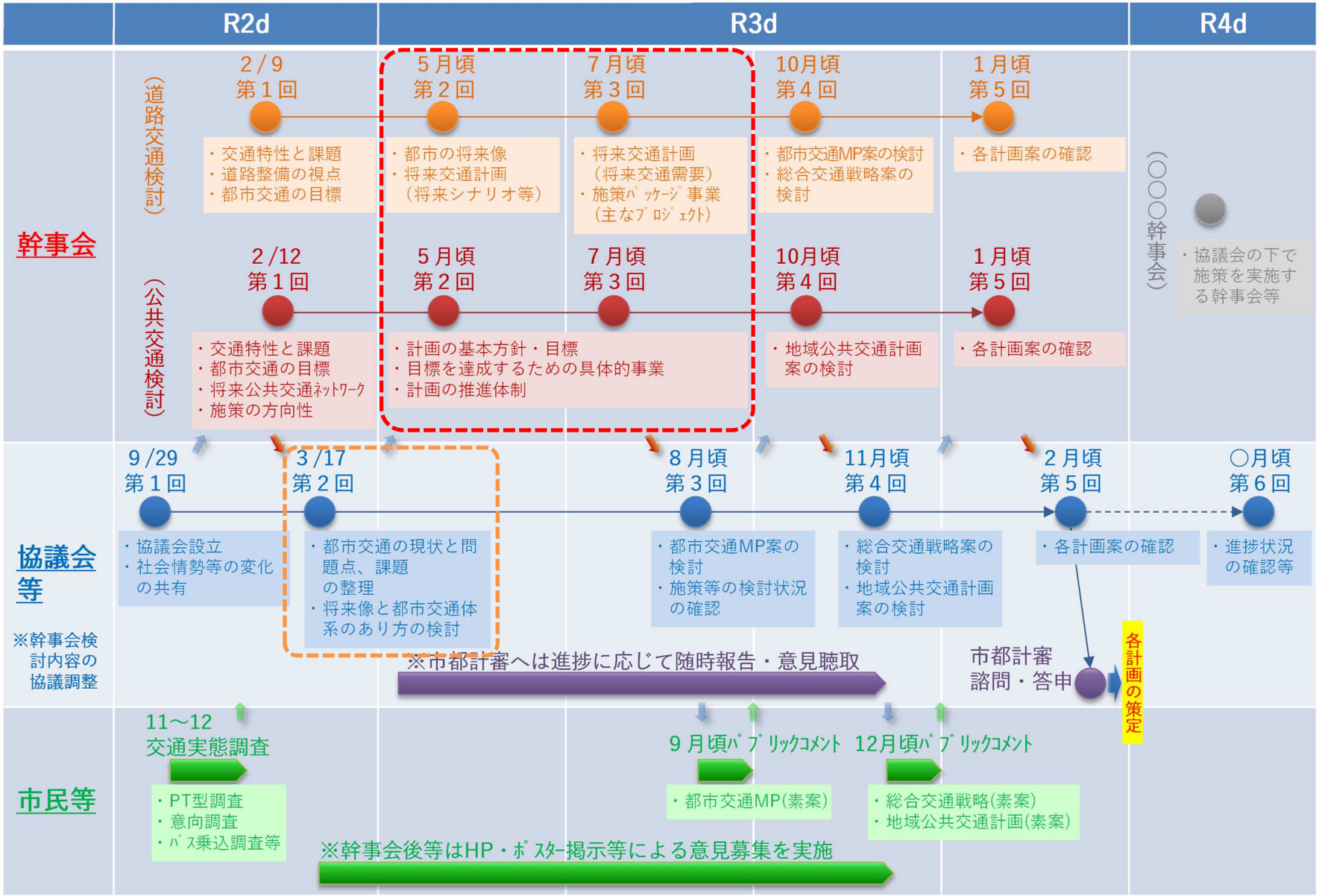

6．今後の検討事項について

③　第２・３回道路交通検討幹事会での検討事項（1／2）

第2回道路交通検討幹事会　【5月頃】

1.都市の将来像の設定

将来都市構造の確認：
・都市計画マスタープランの将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティIwaki」及び立地適正化計画の「誘導区域」を基本とする。

将来道路ネットワークの設定：
・都市計画道路網や緊急輸送路、重要物流道路、「ふくしま道づくりプラン」(改定中)、その他上位計画等と整合を図りつつ、将来の道路ネットワークを設定する。設定にあたっては、関係者への意見照会を行う。

2.将来交通需要の検討

交通需要予測モデルの検討：
・いわき市人口ビジョンや都市計画マスタープランで示されている産業フレーム等を参考に、将来交通需要予測モデルを検討する。

将来シナリオの検討：
・「交通ネットワークの整備」、「都市圏構造（土地利用）の誘導」、「各種TDM等の交通施策」を相互に組み合わせたシナリオを設定する。

3.将来交通計画の施策の方向性

・道路整備、公共交通整備、その他の交通環境整備等、部門別に施策の方向性を整理する。

6．今後の検討事項について

③　第２・３回道路交通検討幹事会での検討事項（2／2）

第3回道路交通検討幹事会　【7月頃】

1.将来交通需要の検討

交通需要の将来推計・評価：

・将来人口による発生交通量、分布交通量の設定、交通実態調査等より交通手段分担率を設定し、現況モデルの構築、整合性を確認する。

・複数の将来シナリオを設定し、自動車交通および公共交通等の需要予測を行う。目標年次は概ね20年後として、中間年次（10年後）についても推計を行い評価する。

2.将来の交通施策の方向性・具体事業の検討

目標設定：

・将来に向けた交通体系整備の方針について、達成度を計るための数値目標を設定する。目標設定にあたり、①市民へのわかりやすさ、②目標に対する現状と施策実施後の説明力、③データ入手の容易性と継続性、④交通のほか、社会、環境等の広い視点に着目し設定する。

主な施策の具体化・事業実施の方策：

・意識調査結果やこれまでの幹事会、協議会等の意見を踏まえ、今後取り組むべき施策パッケージを設定する。なお、設定にあたり、関係者への意見照会を行う。

<施策パッケージのイメージ>

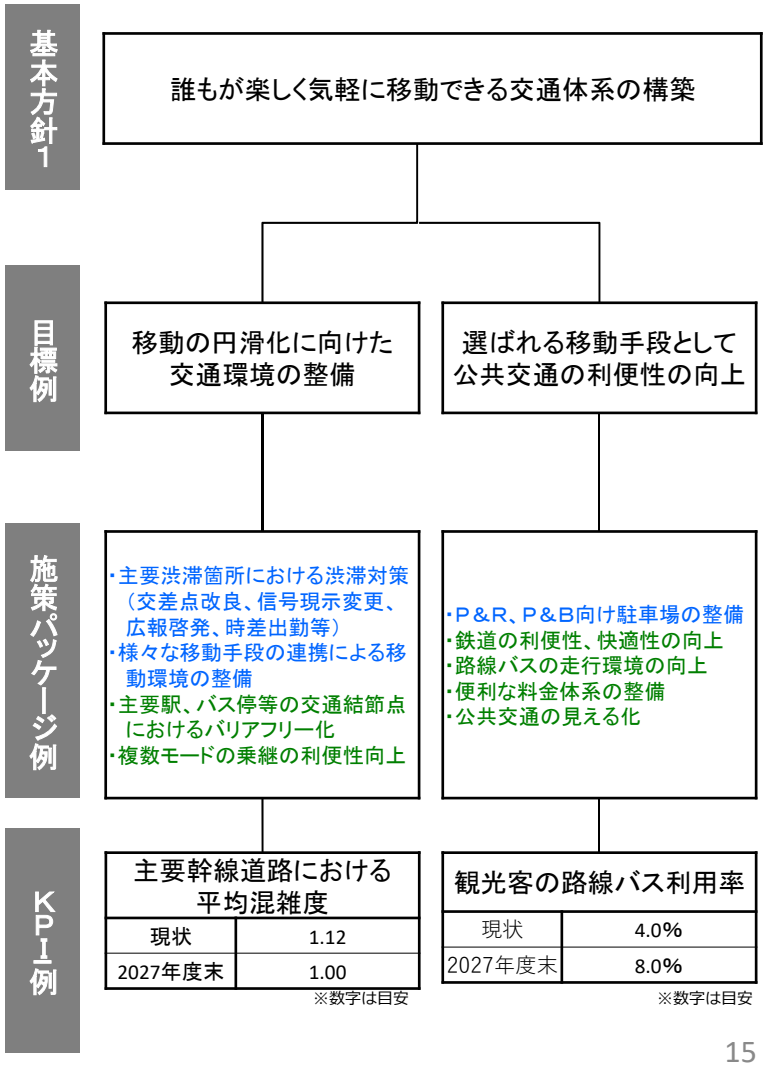

6．今後の検討事項について

③　第２・３回公共交通検討幹事会での検討事項（1／2）

第2回公共交通検討幹事会　【5月頃】

1.計画の基本方針・目標の検討

基本方針の設定とそれに即した目標設定

・都市交通MPにおける「都市の将来像」 及びR2年度に把握した公共交通に係る現況・課題、公共交通ネットワーク（案）を踏まえ、地域公共交通計画で掲げる「基本方針」を検討

・「基本方針」に基づき、「計画目標」を検討

目標実現に向けた進捗を評価する指標・目標値の設定

・「計画目標」ごとに、進捗を把握できる指標（可能な限り定量指標）とその目標値を検討

2.目標を達成するための具体的事業の検討

具体的事業の検討

・「計画目標」ごとに、目標達成に向けた具体的な施策・事業を検討。なお、この際は「利便増進事業」との関連にも留意し検討する。（国等の補助制度を最大限活用）

＜施策体系のイメージ＞

公共交通に係る現況・課題　公共交通ネットワーク案　都市の将来像

基本方針	都市の将来像の実現に資する公共交通ネットワークの構築	市民の日常生活を支える移動手段の確保	持続可能な地域公共交通を支える仕組みの構築	…
計画目標・指標	目標1 交通結節点の機能強化 数値目標 主な交通結節点の利用者数	目標1 主要拠点間・地区間の交流・連携強化 数値目標 主要拠点と各地区間を結ぶ路線バスの系統数	目標1 公共交通の利用者の増加 数値目標 路線バス利用者一人当たりの行政負担額	
	目標2 市街地における移動しやすい環境づくり 数値目標 市街地内（○△地点）のデマンド交通利用者数	目標2 誰もが利用できる公共交通ネットワークの構築 数値目標 公共交通の人口カバー率	目標2 多様な主体の連携による移動サービスの提供 数値目標 輸送サービス事業者の数	
	⋮	⋮	⋮	
施策・事業	施策 乗継環境の向上 事業 ①乗継しやすいダイヤ設定 ②乗継拠点における待合空間の充実 ③モード間の乗継利便性向上 施策 市街地内の小さな移動の支援 事業 ①デマンド交通の社会実装	施策 市街地内幹線軸の強化 事業 ①売りとなる幹線系統の設定・PR強化 ②・・・ 施策 地区間交通相互の乗継利便性の向上 事業 ①交通結節点におけるモード間の乗継利便性向上	施策 移動ニーズに対応した路線やダイヤの改善 事業 ①移動ニーズを考慮した路線変更・新設、ダイヤ変更 施策 利用者・来訪者に分かりやすい情報提供 事業 ①バス停等案内表示の改善	

6．今後の検討事項について

③　第２・３回公共交通検討幹事会での検討事項（２／2）

第3回公共交通検討幹事会　【7月頃】

1.目標を達成するための具体的事業の検討

具体的事業の検討（実施主体・スケジュール等）

・第2回での検討を踏まえ、施策ごとに具体的事業の精査を行う。各事業の実施主体やスケジュールの検討を実施。
・なお、地域公共交通計画では対象事業に印をつけるイメージ（具体的事業内容は実施計画にて検討・立案）

2.計画の推進体制

計画の達成状況の評価方法

・設定した数値目標を用いてどのようなスケジュールでPDCAを実行するか検討

関係する主体と基本的な役割

・計画の推進に関係する主体の洗い出し、及びそれぞれの役割を整理

［参考］市民アンケートについて

①　第１回市民アンケートの概要

- これまでの検討状況について、広く市民の皆様に知ってもらうとともに、意見を頂くため、ポスターや説明資料の掲示を行い、アンケートを実施

［場所］　都市計画課窓口、各支所、
中央台・泉市民サービスセンター

［期間］　令和３年２月19日（金）
～令和３年３月５日（金）

［回答数］56名

［内容］

○属性
→性別、年齢、就業・就学状況、住まい、

○移動状況
→日常生活における主な移動先、移動手段、
公共交通の利用頻度、
自家用車が運転できなくなった際の手段

○今後の公共交通施策における重要性
→運行本数の増加、公共交通間の接続、
待合環境の改善、定額エリアの設定など

○今後の道路交通施策における重要性
→渋滞の改善、各拠点間の道路ネットワーク、
安心・安全な道路空間など

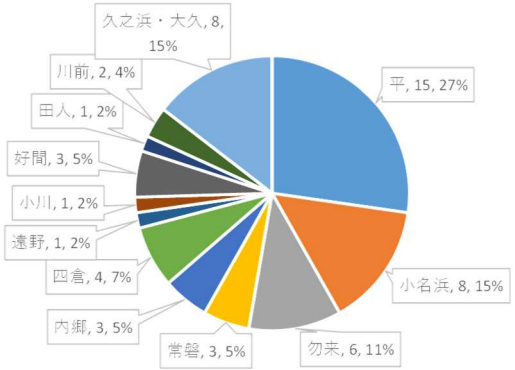

グラフ　居住地

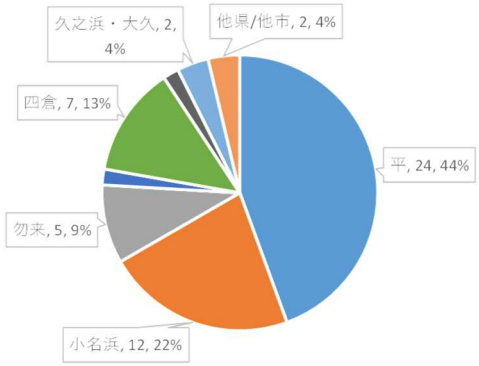

グラフ　主な移動先（勤務、買物、通院等）

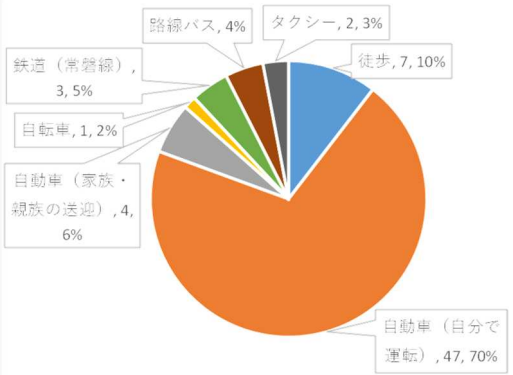

グラフ　主な交通手段

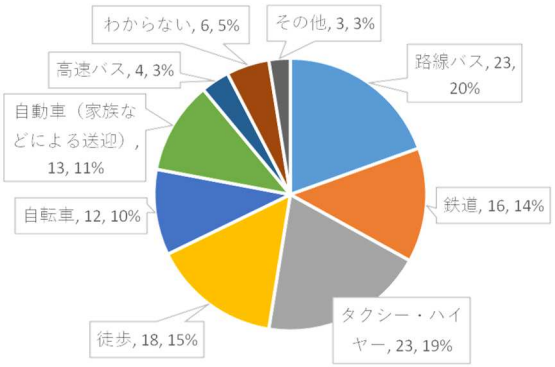

グラフ　自動車が使えなくなった際の代替交通手段

［参考］市民アンケートについて

②　第１回市民アンケートの結果（1／2）

◆今後の公共交通施策における重要性

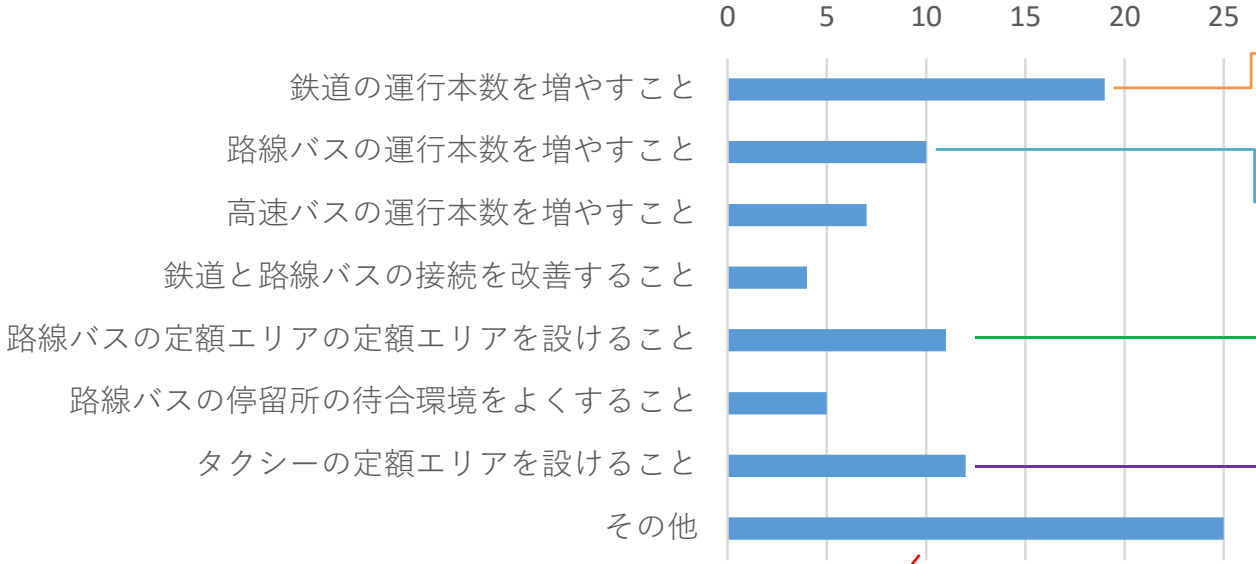

主に午前７～10時、午後10～12時の常磐線

午前６～７時頃の内郷や中央台、好間等からいわき駅方面
午後８時ごろのいわき駅から小川や湯本方面　など

平等の市街地内　100～300円
平－小名浜間　　500円　など

平等の市街地内　300～500円
久之浜・四倉内　1,000円　など

スマホでバスの運行状況・位置情報が見えること／久之浜・大久地区の路線バスの復活又は代替交通手段／錦、勿来、植田地区でのデマンドバスの運行／新しい移動サービスとまちづくりを推進して欲しい／高速バスの待合室の環境向上／交通系ICカードの導入／市内路線バスのICT化／街中単位の循環小型バス（定額）／小型バスの運行／鉄道のダイヤを10分に1本に／特急で東京まで１時間半程度で行けるとよい／南台を巡回するバスルートが欲しい／川前は桶売に拠点を設け、小野町と平方面へ行く乗合タクシーを実施してはどうか／路線バスのキャッシュレス化／路線バスの10分または20分間隔の定時運行／小名浜ー平間の速達性の改善／路線バスの時刻表をもっと見やすく／路線バスの平日の最終便が早すぎる（残業や用事後にバスがあれば便利）　／高齢者等が安心安全かつ簡単便利に利用できる移動手段の確保と周知　など

［参考］市民アンケートについて

②　第１回市民アンケートの結果（2／2）

◆今後の道路交通施策における重要性

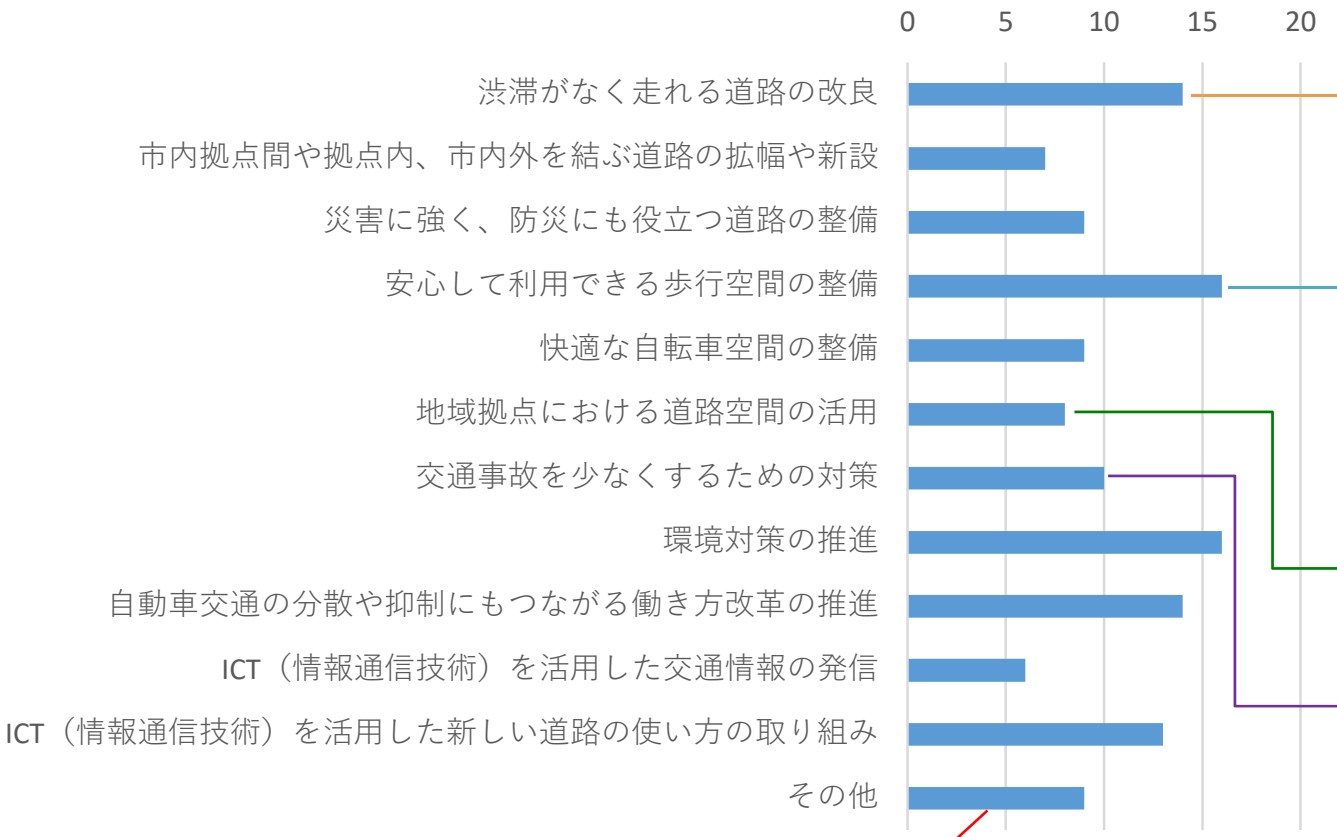

バイパス（飯田と林城）　／鹿島街道の渋滞改善/蟹洗温泉前久之浜方面への右折信号／常磐傾城辰ノ口から内郷町舟場までの間／平下神谷（旧東邦銀行神谷支店付近）交差点への右折レーンの設置　など

久之浜北町～南町旧6号国道の歩道設置／常磐さはこの湯の通り歩道の設置/湯本駅から湯本高校までの街路灯の設置／小名浜オーシャンホテル～小浜　など

いわき駅前にオープンカフェ／平窪に景観がよいスペースなど

常磐さはこの湯の通り歩道の設置／平から久之浜までの国道６号に横断歩道を増設など

いわき駅から赤井に向かう道路が狭く暗いため拡幅や街路灯の設置/薄くなっている横断歩道等の修繕／掻槌小路幕ノ内線の早期整備／山間部での生活道路の整備（市道・林道の未舗装道の改善、緊急車両等が侵入できるよう拡幅や樹木の伐採）／道路工事の実施を通知をするアプリ　など

［イ　協議会を主体とした事業実施に伴う運営要領の制定について ］

１．運営要領の制定について　・・・・・・・・・・・・P22

２．事業計画書（案）について　・・・・・・・・・・・P24

３．令和３年度予算（案）について　・・・・・・・・・P25

１．運営要領の制定について

①　運営要領制定の趣旨

- 「地域公共交通計画」の策定に対する国の補助制度について、**補助対象者を「法定協議会又は、地方公共団体」から「法定協議会」に改正。**
- 今後、路線等の再編や等間隔運行等、公共交通利用者の利便を増進する「地域公共交通利便増進事業」の取り組みを実施する際にも**「法定協議会」が補助対象者となる。**
- このことから、**法定協議会が事業主体となり、法定協議会による補助金の収受等の運営が必要となる**ことから、その運営要領を制定するもの。

②　運営要領の主な内容(1／2)

※詳細は、「資料４：協議会運営要領（案）」を参照

第２条（事業内容の審議等）

- **協議会が自主事業を実施する場合には、その事業内容についてあらかじめ協議会の承認を得なければならない。**
- 協議会が自主事業を完了した場合には、その結果を協議会に報告しなければならない。

第３条（予算）

- **協議会の予算は、行政等からの補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び自主事業に係る経費をもって歳出とする。**
- 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終了する。

１．運営要領の制定について

②　運営要領の主な内容(2／2)

※詳細は、「資料４：協議会運営要領（案）」を参照

第４条（予算区分）

・歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。
・歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

第６条（協議会出納員）

・**協議会出納員は、要綱第８条に定める事務局職員（都市建設部都市計画課）が担い、**協議会の出納その他会計事務を処理する。

第８条（決算等）

・会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
・会長は、前項の承認を得るにあたっては、前もって監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
・**監事は、要綱第３条第１項第３号に掲げる委員（地域公共交通の利用者）が担い、**協議会の会計を監査する。

別表第１（第４条関係）歳入区分

款	項	目
1　負担金	1　負担金	1　負担金
2　補助金	1　補助金	1　補助金
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金
4　諸収入	1　諸収入	1　雑入

別表第２（第４条関係）歳出区分

款	項	目
1　運営費	1　運営費	1　運営費
2　事業費	1　事業費	1　事業費
3　予備費	1　予備費	1　予備費

2．事業計画書（案）について

③　地域公共交通計画策定に係る事業計画書（案）

地域公共交通計画 計画期間：2021d～概ね5年（中長期的視点をもって）〔地域交通のデザイン〕

- 地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし、目標を掲げて、必要となる施策とスケジュール、事業主体等を定める計画
- 既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じてスクールバスや福祉・病院・商業等の送迎サービスなどの輸送資源の活用も含めて、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保

地域の現状、公共交通の概況、移動特性、ニーズ等の把握

上位・関連計画、他部局の施策・予算等について整理

現行の公共交通関連・連携計画等の評価

地域公共交通活性化再生の促進に関する基本方針記載内容確認

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理

R2年度検討

地域公共交通の基本方針・目標の検討
（利用者数、収支、行政負担等の定量的な目標設定に努める）

目標の実現のための施策の検討
（地域公共交通特定事業の活用についても検討）

R3年度検討

令和３年度予算（案） **※非公開資料**

【歳入】　単位：円

非　公　開

【歳出】　単位：円

非　公　開

➡Ｒ３年度検討分については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用することとなるため、本計画の策定主体を協議会とし、地域公共交通計画策定に向けた検討を行う。

３．令和３年度予算（案）について

④　いわき都市圏総合都市交通推進協議会　令和３年度予算（案）

※非公開資料

- いわき都市圏総合都市交通推進協議会運営要領第３条第２項により、下記のとおり予算を調製する。

※詳細は、「資料５：令和３年度予算（案）」を参照

令和３年度予算書（案）

歳入予算の款、項及び目の区分　運営要領　別表第１（第４条関係）

非　公　開			

歳出予算の款、項及び目の区分　運営要領　別表第１（第４条関係）

非　公　開			